

第54期

定期株主総会 招集ご通知

2024年4月1日～2025年3月31日

開催日時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時20分）

開催場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン
4階 「桜」
(末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	53
計算書類	68
監査報告書	71
その他	74

議 案

<会社提案（第1号議案から第9号議案まで）>

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 |
| 第8号議案 | 非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 |

- | | |
|-------|---|
| 第9号議案 | 取締役（社外取締役を除く。）及び使用人に対して特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件 |
|-------|---|

<株主提案（第10号議案から第13号議案まで）>

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 第10号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬改定等の件 |
| 第11号議案 | 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関） |
| 第12号議案 | 自己株式取得の件 |
| 第13号議案 | 剰余金の処分の件 |



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4973/>



株 主 各 位

証券コード 4973
(発送日) 2025年6月4日
(電子提供措置開始日) 2025年5月29日

東京都練馬区北町三丁目10番18号
日本高純度化学株式会社
代表取締役
社長 小島智敬

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.netjpc.com/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆様へ」「IR資料」「株主総会関係」を順に選択いただき、ご確認ください。）

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本高純度化学」又は「コード」に当社証券コード「4973」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使ください。

敬 具

【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

1. 事業報告の会社の新株予約権等に関する事項
2. 計算書類の個別注記表

なお、監査役及び会計監査人が監査した計算書類及び監査役が監査した事業報告は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「会社の新株予約権等に関する事項」及び「個別注記表」とで構成されています。

当社ウェブサイト <https://www.netjpc.com/>

記

日 時	2025年6月20日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時20分）
場 所	東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテルメトロポリタン 4階 「桜」 (末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

目的事項	報告事項
	第54期（自2024年4月1日至2025年3月31日）事業報告及び計算書類報告の件
	決議事項
	<会社提案（第1号議案から第9号議案まで）>
	第1号議案 定款一部変更の件
	第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
	第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
	第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
	第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
	第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
	第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件
	第8号議案 非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件
	第9号議案 取締役（社外取締役を除く。）及び使用人に対して特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
	<株主提案（第10号議案から第13号議案まで）>
	第10号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬改定等の件
	第11号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）
	第12号議案 自己株式取得の件
	第13号議案 剰余金の処分の件
※上記の株主提案に係る議案の要領は、後記の「株主総会参考書類」（43頁から52頁）に記載のとおりであります。	

以上

- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお代理人は、当社定款第16条により本株主総会において議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

四

2025年6月20日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時20分)



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月19日(木曜日)
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日 (木曜日)
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

第7号議案は、第10号議案は相反する関係にあります。従いまして、第7号議案および第10号議案のいずれにも賛成する旨の議決権行使をされますと、第7号議案および第10号議案への議決権の行使は無効となりますので、ご注意いただきますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
ウェブサイト

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

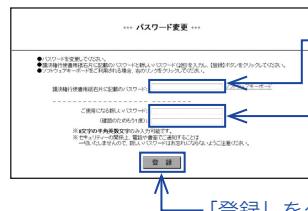
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第9号議案まで）>

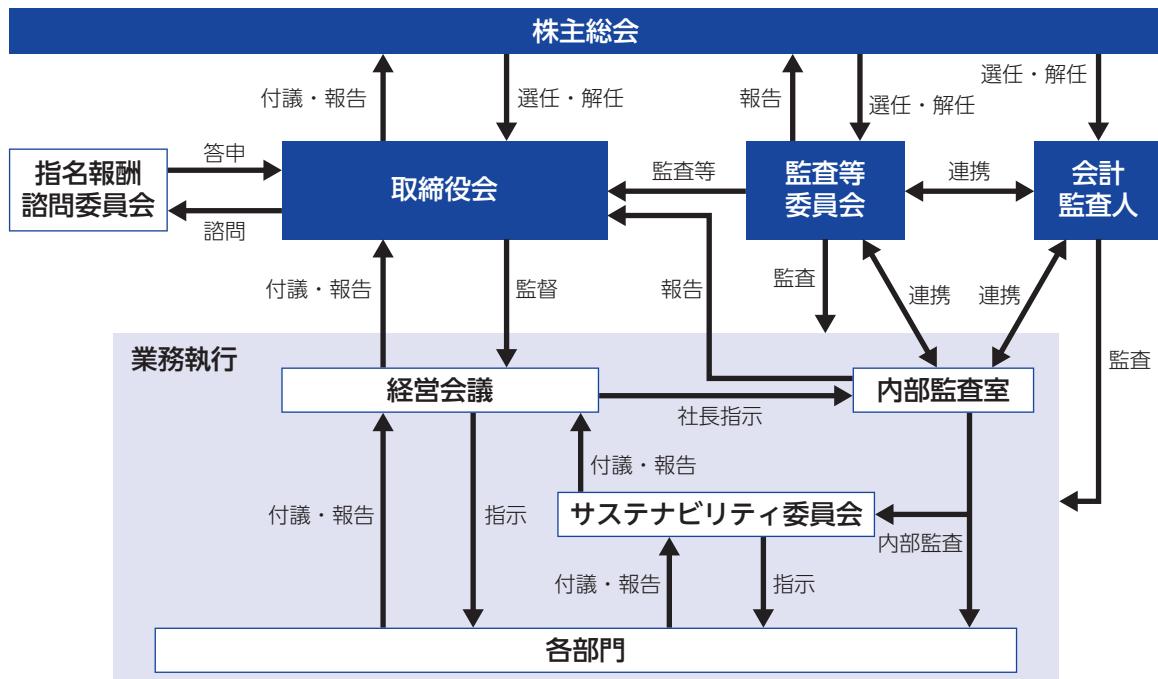
ご参考 監査等委員会設置会社への移行について

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。第1号議案から第8号議案までの各議案は、いずれも当該移行に関連するものであり、これらの議案をご提案するにあたり、監査等委員会設置会社への移行の目的及び当該移行の概要についてご説明いたします。

◆目的

当社は、監査等委員会設置会社に移行することにより、重要な業務執行の決定について業務執行取締役へ権限委譲を進め意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、監査等委員である取締役（その過半数は社外取締役）が取締役会における議決権を持つことにより監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制を強化・充実させ、2025年度から始まる中期経営計画（フェーズ2）において更なる企業価値向上を目指します。

◆移行後のコーポレート・ガバナンス体制図



◆移行の概要と議案との関係

	監査役会設置会社（現在の体制）
変更する機関	監査役会
役員の選任	取締役と監査役を選任
任期	取締役 1年 監査役 4年
重要な業務執行の決定	取締役への委任不可
役員構成	取締役 6名 (うち社外取締役3名) 監査役 3名 (うち社外監査役3名)
金 銭 報 酬	取締役（社外取締役含む） 年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内） 監査役 年額30百万円以内
役員報酬	取締役（社外取締役除く） 役位別譲渡制限付株式報酬 ・年額50百万円以内 ・当社普通株式20,000株以内 税制適格ストックオプション

	監査等委員会設置会社（移行後）	該当議案
監査等委員会	監査等委員会	第1号議案
	監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任	
	取締役（監査等委員である取締役を除く）1年	
	監査等委員である取締役 2年	
	法定のものを除き、全部又は一部を取締役（監査等委員である取締役を除く）に委任することができる	
	取締役 10名（うち社外取締役7名）	
	取締役（監査等委員である取締役を除く）7名 (うち社外取締役4名)	
	監査等委員である取締役 3名 (うち社外取締役3名)	
	取締役（監査等委員である取締役を除く） 年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）	
金 銭 報 酬	監査等委員である取締役 年額40百万円以内	第6号議案
株 式 報 酬	取締役（監査等委員である取締役を除く）	第5号議案 第7号議案 第8号議案 第9号議案
	譲渡制限付株式報酬 ・業務執行取締役： 発行又は処分する普通株式総数年間24,000株かつ割当のための報酬額年額60百万円以内 ・監査等委員でない非業務執行取締役： 発行又は処分する普通株式総数年間4,000株かつ割当のための報酬額年額10百万円以内かつ一人当たりの報酬は金銭報酬の30%以内	
	（今回の発行をもって廃止）	

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

1. 変更の理由

- (1) 重要な業務執行の決定について業務執行取締役へ権限委譲を進め意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、監査等委員である取締役（その過半数は社外取締役）が取締役会における議決権を持つことにより監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制を強化・充実させるべく、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除、並びに監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則の新設を行うものです。
- (2) 単元未満株式を所有する株主の皆様への利便性を考慮し、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入し、併せて単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、第11条（単元未満株式の買増し）および第12条（単元未満株式についての権利）を新設するものです。
- (3) その他、条名の修正、文言や字句の整理等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条（目的）</p> <p>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1.</u> 金属めっき液の開発、製造、販売業務。</p> <p><u>2.</u> 高純度金属及び貴金属めっき用薬品の小分け精製販売業務。</p> <p><u>3.</u> 貴金属めっき用薬品の毒物、劇物小分け販売業務。</p> <p><u>4.</u> 貴金属めっきに使用する装置、機器の販売業務。</p> <p><u>5.</u> 前各号に付帯する一切の事業。</p>	<p>第2条（目的）</p> <p>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1)</u> 金属めっき液の開発、製造、販売業務。</p> <p><u>(2)</u> 高純度金属および貴金属めっき用薬品の小分け精製販売業務。</p> <p><u>(3)</u> 貴金属めっき用薬品の毒物、劇物小分け販売業務。</p> <p><u>(4)</u> 貴金属めっきに使用する装置、機器の販売業務。</p> <p><u>(5)</u> 前各号に付帯する一切の事業。</p>

現行定款	変更案
第4条 (機関) 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> 	第4条 (機関) 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u>
第8条 (基準日) 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿をもつて、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項に定める <u>他</u> 必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	第8条 (基準日) 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿をもつて、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項に定める <u>ほか</u> 、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
第9条 (株主名簿管理人) 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	第9条 (株主名簿管理人) 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。
第10条 (株式取扱規程) 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。	第10条 (株式取扱規程) 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定により定める株式取扱規程による。

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第11条 (単元未満株式の買増し)</u> <u>当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第12条 (単元未満株式についての権利)</u> <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に定める請求をする権利</p> <p><u>第13条～第14条 (現行どおり)</u> <u>第15条 (株主総会の招集権者および議長)</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 招集権者および議長となるべき者に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
第11条～第12条 (条文省略) 第13条 (株主総会の招集権者及び議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2 招集権者及び議長となるべき者に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	

現行定款	変更案
<p>第14条（電子提供措置等） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>第16条（電子提供措置等） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第15条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>第17条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第16条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第18条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第17条（条文省略） 第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条（員数） 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>第19条（現行どおり） 第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条（員数） 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。</p> <p>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>第19条 (選任方法) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>第20条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第22条 (任期) 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第21条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>招集権者及び議長となるべき者に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>招集権者および議長となるべき者に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第22条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第23条（取締役会の決議の方法等）</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会があつたものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>第25条（取締役会の決議の方法等）</p> <p>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p>
<p>第24条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>第26条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>

現行定款	変更案
<p><u>第25条（代表取締役及び役付取締役）</u> <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役名譽会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役<u>及び</u>常務取締役その他の役付取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3 取締役会の決議によって、代表取締役の中から株主総会の招集権者及び議長となるべき者を選定する。</p> <p><u>第26条（取締役会規程）</u> 取締役会に関する事項は、法令<u>又は</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p><u>第27条（条文省略）</u></p> <p><u>第28条（報酬等）</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第29条（取締役の責任免除）</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p><u>第27条（代表取締役および役付取締役）</u> 取締役会は、<u>その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役名譽会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役その他の役付取締役各若干名を選定することができる。</u> （削除）</p> <p><u>第28条（取締役会規程）</u> 取締役会に関する事項は、法令<u>または</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p><u>第29条（現行どおり）</u></p> <p><u>第30条（報酬等）</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める</u>。</p> <p><u>第31条（取締役の責任免除）</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>第30条 (員数)</u></p> <p>当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>第31条 (選任方法)</u></p> <p>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。ただし、選任決議は前項によるものとする。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>第32条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第32条（任期）</u></p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</p>	(削除)
<p><u>第33条（常勤の監査役）</u></p> <p>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p><u>第33条（常勤の監査等委員）</u></p> <p>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p><u>第34条（監査役会の招集通知）</u></p> <p>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p><u>第34条（監査等委員会の招集通知）</u></p> <p>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p><u>第35条（監査役会の決議方法）</u></p> <p>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p><u>第35条（監査等委員会の決議方法）</u></p> <p>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p><u>第36条（監査役会の議事録）</u></p> <p>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p><u>第36条（監査等委員会の議事録）</u></p> <p>監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>

現行定款	変更案
<p><u>第37条 (監査役会規程)</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p><u>第38条 (報酬等)</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第39条 (監査役の責任免除)</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>第40条～第41条</u> (条文省略)</p> <p><u>第42条 (報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p><u>第43条～第44条</u> (条文省略)</p> <p><u>第45条 (剰余金の配当の基準日)</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項の<u>他</u>、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>第46条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第37条 (監査等委員会規則)</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第38条～第39条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第40条 (報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p><u>第41条～第42条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第43条 (剰余金の配当の基準日)</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項の<u>ほか</u>、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>第44条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する2025年6月20日開催の第54期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は任期満了により退任となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため社外取締役1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	再任 こじまともゆき 小島智敬 (1972年8月9日生)	1996年4月 当社入社 2014年10月 経営企画部部長代理 兼 事業企画部部長代理 2016年4月 経営企画部長 2016年8月 経営企画部長 兼 製造部長 2019年4月 経営企画部長 兼 品質保証部長 2020年6月 取締役経営企画部長兼品質保証部長 2021年6月 常務取締役 2022年4月 代表取締役社長（現任）	34,400株
<取締役候補者とした理由>			
小島智敬氏は、入社以来、技術部門・品質保証部門・経営企画部門等に携わり、会社に貢献してまいりました。当社の企業価値の持続的向上に資する者として期待できるため、取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	再任 わたなべもとき 渡邊基 (1960年9月25日生)	1983年4月 富士通株式会社入社 2004年10月 同社プロダクト事業推進本部第二経理部長 2008年6月 同社経営監査部長代理 2010年6月 同社経営監査本部長 2012年4月 株式会社富士通システムズ・イースト取締役CFO 2014年6月 株式会社富士通マーケティング取締役執行役員常務CFO 2020年10月 富士通Japan株式会社執行役員CFO 2021年4月 同社取締役執行役員常務CFO 2022年4月 当社顧問 2022年6月 当社取締役 2024年6月 当社常務取締役（現任）	6,100株
<取締役候補者とした理由>			
渡邊基氏は、他の会社で培った財務・経理の知識、経験並びにリスクマネジメントやコーポレート・ガバナンスに関する知見を当社の経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的向上に資する者として期待できるため、取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況		候補者の有する当社の株式数
3	再任 渡辺 雅夫 (1940年1月26日生)	1965年4月 日本トレーディング株式会社入社 1977年10月 同社機械建設本部 部長代理 1986年5月 当社入社 取締役社長 1999年5月 代表取締役社長 2009年6月 代表取締役会長 2020年4月 代表取締役会長兼社長 2022年4月 代表取締役会長 2023年6月 取締役相談役（現任）		51,800株
<取締役候補者とした理由>				
渡辺雅夫氏は、企業経営者としての豊富な経験を活かし、当社の発展に貢献してまいりました。引き続き豊富な経験と実績、強いリーダーシップと決断力のもと、さらなる当社の活性化に貢献することを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。				
4	再任 社外取締役 独立役員 大畑 康壽 (1951年8月28日生)	2006年9月 みずほキャピタルパートナーズ株式会社代表取締役 2011年4月 株式会社アバージェンス代表取締役 2011年11月 株式会社ウエストホールディングス代表取締役社長 2012年4月 株式会社アバージェンス監査役（現任） 2012年9月 株式会社カワニシホールディングス取締役 2015年9月 同社常務取締役 2016年1月 株式会社エクソーラメディカル代表取締役社長 2017年9月 株式会社カワニシホールディングス専務取締役 2019年6月 当社社外取締役（現任） 2020年9月 オルバヘルスケアホールディングス株式会社専務執行役員		4,600株
<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>				
大畑康壽氏は、国際ビジネスと金融ビジネス並びに企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を、当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役としての選任をお願いするものであります。				
同氏には引き続き社外取締役として、企業経営・経営戦略に関する幅広い知識、経験を活かし、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
5	<p>再任 社外取締役 独立役員</p> <p>かわ しま いさむ 川 島 勇</p> <p>(1959年2月20日生)</p>	<p>1981年4月 日本電気株式会社入社 2009年4月 同社経理部長 2011年6月 同社取締役 兼 経理部長 兼 財務内部統制推進部長 2011年7月 同社取締役執行役員CFO 2015年4月 同社取締役執行役員常務CFO 2017年4月 同社代表取締役執行役員常務CFO 2018年6月 同社常勤監査役 2020年11月 公益財団法人日本監査役協会副会長 会計委員会委員長 2022年6月 当社社外取締役（現任） 2022年6月 三精テクノロジーズ株式会社社外取締役（現任） 2023年3月 AGC株式会社常勤監査役（現任）</p>	600株

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

川島勇氏は、事業会社の経営者としての豊富なマネジメントの経験や知識に加えて、財務・会計の豊富な知識・経験を当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役としての選任をお願いするものであります。

同氏には引き続き社外取締役として、企業経営・経営戦略に関する幅広い知識、経験を活かし、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
6	<p>再任 社外取締役 独立役員</p> <p>くろ まつ もも え 黒 松 百 亜 (1974年8月22日生)</p>	<p>2001年12月 第二東京弁護士会登録 2004年3月 田邨・大橋・横井法律事務所（現晴海協和法律事務所）入所（現任） 2011年7月 そんぽADRセンター紛争解決委員（現任） 2014年4月 立教大学大学院法務研究科法務講師 2015年11月 株式会社ストライク社外監査役 2015年12月 東京大学ハラスマント防止委員会委員（現任） 2019年4月 立教大学大学院法務研究科兼任講師 2019年4月 第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会委員長 2021年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 2023年6月 当社社外取締役（現任） 2024年4月 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事（現任）</p>	0株
7	<p>新任 社外取締役 独立役員</p> <p>はやし ひろ し 林 博 司 (1960年2月9日生)</p>	<p>1983年4月 富士通株式会社入社 2006年6月 同社総務人事本部グローバル人事部長 2014年4月 同社人事本部長 2015年4月 同社常務理事人事本部長 2016年4月 同社執行役員人事本部長 2018年4月 同社執行役員常務CHRO/CHO兼 人事本部長 2019年6月 同社シニアアドバイザー 2022年6月 当社社外監査役（現任）</p>	600株

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

黒松百亜氏は、他社での監査役としての豊富な監督・監査の経験や知識に加えて、法務・リスクマネジメントの豊富な知識・経験を当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役としての選任をお願いするものであります。

同氏には引き続き社外取締役として、法務・リスクマネジメントに関する幅広い知識、経験を活かし、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

林博司氏は、国際ビジネスや海外経験、人材開発に精通した知識、経験ならびに当社監査役としての経験を当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役としての選任をお願いするものであります。

同氏には社外取締役として、国際ビジネスや人材開発に関する幅広い知識、経験を活かし、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大畠康壽氏、川島勇氏、黒松百亜氏、林博司氏は社外取締役候補者であります。
3. 大畠康壽氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
4. 川島勇氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
5. 黒松百亜氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 林博司氏は、現在当社の社外監査役であり、在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
7. 黒松百亜氏は、社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
8. 当社は、大畠康壽氏、川島勇氏、黒松百亜氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、林博司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、新たに同様の契約を締結する予定であります。
10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております、当社取締役を含む被保険者の役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
11. 当社は大畠康壽氏、川島勇氏、黒松百亜氏、林博司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。各氏の選任が承認された場合、当社は引き続き各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 **監査等委員である取締役3名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	新任 社外取締役 独立役員 とみ くに しげ とお 富國重遠 (1961年12月25日生)	1984年4月 日本電気株式会社入社 2001年4月 同社経営革新推進室マネージャー 2006年7月 日本電気真空硝子株式会社経理部長 2011年4月 日本電気株式会社経理部計画室シニアエキスパート 2016年10月 同社経理本部管理室長 2019年6月 N E C マネジメントパートナー株式会社経理財務サービス事業部エグゼクティブエキスパート 2021年6月 N E C ファシリティーズ株式会社監査役（常勤） 2023年6月 当社社外常勤監査役（現任）	300株
<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>			
富國重遠氏は、企業経営・経営戦略や財務・会計に精通した知識、経験を当社の監査に活かしていただきたいため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。			
同氏には社外取締役として、企業経営・経営戦略や財務・会計に関する幅広い知識、経験を活かし、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。			
2	新任 社外取締役 独立役員 たか の まさ のり 高野雅典 (1961年4月1日生)	1983年4月 安田生命保険相互保険会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 2004年9月 同社人事部人事制度グループマネージャー 2006年4月 同社法人営業企画部法人営業企画グループマネージャー 2007年4月 同社中部公法人部法人営業第二部法人営業部長 2010年4月 同社四国公法人部法人部長 2012年4月 同社総合法人第二部法人部長 2014年4月 同社法人営業企画部部長 2015年4月 同社理事法人営業企画部部長 2017年4月 同社理事公法人業務部部長 2018年4月 同社執行役員公法人第一部長 2021年4月 同社常務執行役員公法人営業副部門長 2023年4月 明治安田生命保険サービス株式会社代表取締役会長（現任） 2023年6月 当社社外監査役（現任）	0株
<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>			
高野雅典氏は、企業経営・経営戦略や人材開発、営業・マーケティングに精通した知識、経験を当社の監査に活かしていただきたいため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。			
同氏には社外取締役として、企業経営・経営戦略や人材開発、営業・マーケティングに関する幅広い知識、経験を活かし、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	<p>新任 社外取締役 独立役員</p> <p>おお たけ ゆう こ 大 竹 裕 子 (1973年8月17日生)</p>	<p>1996年 4月 尾台会計事務所入所 1999年 6月 公認会計士登録 2000年 7月 みずほコーポレートアドバイザリー株式会社 入社 2006年 5月 株式会社プロビタス設立 代表取締役（現任） 2006年 7月 税理士登録 大竹裕子公認会計士・税理士事務所開設 (現任) 2015年 6月 株式会社シード社外取締役（現任） 2025年 3月 MCPキャピタル株式会社 社外取締役（現任）</p>	0株

＜監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要＞

大竹裕子氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的知識に加えて、会社経営者や他社の社外取締役としての経験や知識を当社の監査に活かしていただきたいため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

同氏には社外取締役として、財務・会計や金融・資本市場・M&Aに関する幅広い知識、経験を活かし、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 富國重遠氏、高野雅典氏は、現在当社の社外監査役であり、在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
 3. 富國重遠氏、高野雅典氏、大竹裕子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
 4. 当社は、富國重遠氏、高野雅典氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。富國重遠氏、高野雅典氏、大竹裕子氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、新たに同様の契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6. 当社は富國重遠氏、高野雅典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。各氏の選任が承認された場合、当社は引き続き各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 7. 大竹裕子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとし、その効力は、定款の規定により本決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までといたします。また、本選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
新任 補欠の 社外取締役 独立役員 た な ぶ まさ ふみ 田 名 部 雅 文 (1959年5月12日生)	1985年10月 英和監査法人（現有限責任あづさ監査法人）入所 1989年3月 公認会計士登録 1999年10月 有限責任あづさ監査法人 パートナー 2021年6月 同社専務役員 2022年7月 田名部公認会計士事務所 所長(現任)	1,000株

＜補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要＞

田名部雅文氏は公認会計士としての豊富な経験と専門的知識を当社の監査に活かしていただきたいため、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

同氏には社外取締役として財務・会計に関する幅広い知識・経験を活かし、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。

- (注) 1. 田名部雅文氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田名部雅文氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 田名部雅文氏は、社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の影響」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 田名部雅文氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任

の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）。田名部雅文氏が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 田名部雅文氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックス (本総会において各候補者が選任された場合)

	小島	渡邊(基)	渡辺(雅)	大畠	川島	黒松	林	富國	高野	大竹
	男性	男性	男性	男性	男性	女性	男性	男性	男性	女性
企業経営・経営戦略	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
海外経験・グローバルビジネス	○	○	○	○	○		○			
法務・リスクマネジメント		○			○	○				○
財務・会計		○		○	○			○		○
金融・資本市場・M&A				○						○
人材開発	○						○		○	
営業・マーケティング	○		○						○	
技術・開発・製造・品質	○		○							

スキルマトリックスの項目等について一部見直しを行っております。

■スキルマトリックスの選定理由

スキル項目	選定理由
企業経営・経営戦略	企業理念に共感し持続的な企業価値向上に向けた事業戦略を立案し、実行していく強いリーダーシップの発揮が特に望まれる
海外経験・グローバルビジネス	海外顧客、取引先等の経済的、文化的側面を理解したうえで交渉し、協調関係を構築し、継続していくための知識と経験が必要
法務・リスクマネジメント	事業活動における適切なリスクマネジメント、コンプライアンス遵守、及び取締役会の実効性向上のための法務知識と経験が必須
財務・会計	経営の根幹を支える財務基盤の強化と成長投資、株主還元の両立を実現するための財務戦略の策定には財務・会計の知識と経験が必要
金融・資本市場・M&A	資本コストや株価を意識した経営の実現に向けたキャピタルアロケーションの策定、遂行のためには金融・資本市場の識見と経験が不可欠
人材開発	会社の最重要資本である人材の確保、育成、エンゲージメント向上のための人事施策、職場環境整備のための知識と洞察力が求められる
営業・マーケティング	ビジネス環境、取引先等のステークホルダーとの関係構築に精通し、新規市場の開拓や商品企画と販売戦略の立案、実行ができる知見が必要
技術・開発・製造・品質	研究開発型企業の成長の原動力は製品開発に向けた技術、開発分野であり、顧客への高品質な製品提供と技術サポートは生命線であるため

ご参考

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年6月18日開催の第50期定時株主総会において、役員報酬等の内容の決定に関する方針等を決議しておりますが、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するにあたり、下記の通り改定いたします。なお、本決定方針等の効力は、第5号議案から第8号議案までの各議案が全て承認可決されることを条件として生じることとしております。

1. 基本方針

当社の役員報酬制度は中期経営計画で掲げる各施策の取り組みによる持続的成長の実現、及び当社の業績並びに中長期的な企業価値の向上への取締役の貢献意欲向上をより加速させることを目的とし、以下を基本的な考え方とする。

- 1) 当社の短期の業績と中長期的な企業価値の向上との連動を重視し、株主の皆様との価値を共有できる設計とすること
- 2) グローバルな視点を持つ優秀な人材を確保し、かつ維持できる水準とすること
- 3) 報酬の決定プロセスを客観的で透明性の高いものとすること

2. 報酬水準の考え方

報酬水準は、中期経営計画の目標達成への動機づけ、及び優秀な人材を確保できる水準となるよう、外部機関の客観的な役員報酬調査データを用いてベンチマーク企業群を選定し、固定報酬及び変動報酬の水準等を総合的に勘案して決定する。

3. 役位別の報酬体系

① 業務執行取締役

「基本報酬」に加え、業務執行に対するインセンティブとしての「業績連動報酬」及び株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで中長期の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とした「株式報酬」を支給する。

② 監査等委員でない非業務執行取締役

「基本報酬」に加え、株主の皆様の視点で価値を共有し、企業価値の持続的な向上に対するインセンティブとすることを目的として業績に連動しない「株式報酬」を新たに支給する。

③ 監査等委員である取締役

業務執行から独立した立場であることに鑑み、「基本報酬」のみとする。

(補足)

・業務執行取締役の「株式報酬」は、従来の譲渡制限付株式報酬（以下、「RS」といいます。）と税制適格ストックオプションの二本立てから、税制適格ストックオプションを廃止し、役位・職責等を考慮した業績連動型のRSを毎年一定の時期に付与する。

・監査等委員でない非業務執行取締役の「株式報酬」は、業績に連動しないRSとする。

・各取締役に対する「基本報酬」の額及び「株式報酬」の内容は、取締役会が指名報酬諮問委員会からの答申を受けた上で決定する。

4. 報酬の構成

① 基本報酬（金銭）

役位及び職責に応じた月例の金銭報酬（固定）

② 業績連動報酬（金銭）

・単年度の業績・施策に連動して支給する金銭報酬。

・前年の財務指標（業績）と非財務指標（重点施策）の達成度合いに応じた係数を役位別基本報酬に乗じて決定する。

・目標達成時における財務、非財務指標に係る報酬額の比率が1：1となる設計とし、目標は期初予算策定時に指名報酬諮問委員会で決定する。

③ 業務執行取締役に対する株式報酬

・業務執行取締役の株式報酬は、中期計画に策定した財務目標（ROE、TSR）の達成度合いに連動して支給するRSとする。支給するRSの株数は、予め役位別に設定した割当数に、対象期間における各年度の目標の達成度合いと施策の進捗に応じた係数を乗じて決定する。

・譲渡制限付株式の役位別割当数は一定期間で見直すこととし、目標値は中期計画策定時に指名報酬諮問委員会で決定する。

④ 監査等委員でない非業務執行取締役に対する株式報酬

・監査等委員でない非業務執行取締役は、少数株主の代理人としての目線で重要事項の決定に関わる役割と、業績目標達成への過度なリスクテイクを回避するよう経営を監督する役割を有することから、対象取締役への株式報酬は、業績に連動しないRSとする。

（補足）

・RSの譲渡制限は、当社の取締役の地位を喪失した場合に解除する。

・報酬の構成は、業務執行取締役の目標達成度が100%の場合に、概ね、基本報酬50～60%、短期業績連動報酬20%～30%、株式報酬20%となるよう設計する。

業務執行取締役の報酬体系

報酬の種類	報酬の内容等	固定/変動
基本報酬	・役位及び職責に応じた金銭報酬。	固定
業績連動報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度の業績・施策に連動して支給する金銭報酬。 ・前年度の財務指標（営業利益）と非財務指標（重点施策）の達成度合いに応じた係数を役位別基本報酬に乗じて決定する。 ・目標達成時における財務、非財務指標に係る報酬額の比率が1：1となる設計とし、目標は期初予算策定時に指名報酬諮問委員会で決定する。 	変動
株式報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に策定した財務目標（ROE、TSR）の達成度合いに連動して支給するRS。 ・支給する譲渡制限付株式の株数は、予め役位別に設定した割当数に、対象期間における各年度の目標の達成度合いと施策の進捗に応じた係数を乗じて決定する。 ・譲渡制限付株式の役位別割当数は一定期間で見直すこととし、目標値は中期計画策定時に指名報酬諮問委員会で決定する。 ・譲渡制限は当社の取締役の地位を喪失した場合に解除する。 	変動

・上記の業務執行取締役に対する株式報酬の適用は、目標値の設定、評価を第55期から行い、第56期（2026年7月以降）の取締役への報酬に反映することといたします。

業務執行取締役の報酬構成（設計値）

金銭報酬		株式報酬
固定	業績連動	
基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬
50～60%	20～30%	20%

5. 報酬の決定プロセス

役員報酬に関する決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会において、役員報酬の基本方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議及び答申を行う。

取締役の報酬の具体的な内容は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、指名報酬諮問委員会において個人別報酬内容等を審議し、その答申内容を踏まえて取締役会で決定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の基本報酬額は、2013年6月21日開催の第42期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と、2021年6月18日開催の第50期定時株主総会において、別枠で取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分する当社の普通株式の総数は年間20,000株以内、譲渡制限付株式の割当てのための報酬限度額を年額50百万円以内、とそれぞれご承認いただき今日に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬である「基本報酬」及び「業績運動報酬」の合計額を、当社の取締役の職務と責任および経済情勢等諸般の事情を勘案して、年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と定めることといたしたいと存じます。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとします。

当社は、2025年4月25日開催の当社取締役会において、本総会で、第1号議案「定款一部変更の件」、本議案、第6号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件」、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」及び第8号議案「非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を【29頁から31頁に記載のとおり】改定することを決定しておりますが、本議案の内容は、当該決定方針に沿った取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の支給のために必要かつ合理的な内容となっています。また、本議案の内容は、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会で決定したものです。以上より、本議案の内容は相当と判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、7名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 **監査等委員である取締役の報酬額決定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して、年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案の内容は、[29頁から31頁]に記載の改定後の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿った監査等委員である取締役の報酬等の支給のために必要かつ合理的な内容となっています。また、本議案の内容は、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会で決定したものです。以上より、本議案の内容は相当と判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

1. 提案の理由

当社の取締役の報酬等の額は、金銭報酬である「基本報酬」及び「業績報酬」については、2013年6月21日開催の第42期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬限度額については、2021年6月18日開催の第50期定時株主総会において、年額50百万円以内とそれぞれご承認いただき今日に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。本議案において以下「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役の株式報酬制度を改定することといたしました。

2. 改定の内容

取締役（社外取締役を除く。）の株式報酬は譲渡制限付株式報酬（本議案において以下「RS」という。）と税制適格ストックオプションを導入しておりましたが、今般、税制適格ストックオプションを廃止し、RSに一本化いたします。また、従来は役位別基準額に応じた株式報酬であったものを、中期経営計画で策定した財務目標の達成度合いに連動して支給する業績連動型に変更いたします。対象取締役に対して支給するRSの株数は、予め役位別に設定した割当数に対象期間における各年度の目標の達成度合いと施策の進捗に応じた係数を乗じて決定いたします。RSの役位別割当株数は一定期間で見直すこととし、目標値は中期計画策定時に指名報酬諮問委員会で決定いたします。

つきましては、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠にて、以下の内容で対象取締役に対するRSを支給することにつき、ご承認いただきたく存じます。

なお、本議案に基づく対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬については、目標値の設定、評価を第55期（2025年度）から行い、第56期（2026年度）の7月以降、対象取締役への報酬として支給することといたします。そのため、当社は、本議案の効力発生を条件として、取締役（社外取締役を除く。）に対する税制適格ストックオプションの定めを廃止し、当該定め及び第9号議案「取締役（社外取締役を除く。）及び使用人に対して特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」に基づく税制適格ストックオプションとしての新株予約権の割当がなされた後は、当該定めに基づく税制適格ストックオプションとしての新株予約権の割当を行わないことといたします。

また、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役4名）となり、本制度の対象取締役は2名となります。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

対象取締役に対して付与する本譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

(1) 対象取締役に対して付与する本譲渡制限付株式の数

本譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分する当社の普通株式の総数は年間最大24,000株とし、本譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬の総額は、年額60百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。）といたします。

ただし、当該普通株式の総数については、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(2) 本譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、本譲渡制限付株式について発行又は処分を受けるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される本譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において当社の取締役会にて決定いたします。

(3) 対象取締役に付与する本譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役の地位を退任等する日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）ものといたします。

② 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると判断した場合は譲渡制限の解除の時期を調整するものといたします。

また、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由又は死亡により退任等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

③無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

④組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会

(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

⑤その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

3. 本提案の内容が相当である理由

本議案の内容は、対象取締役の報酬と当社の中長期的な業績及び企業価値をより連動させる内容であり、[29頁から31頁]に記載の改定後の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿った対象取締役の報酬等の支給のために必要かつ合理的な内容となっています。また、本議案の内容は、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会で決定したものです。さらに、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.39%程度（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株式数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.95%程度）とその希釈化率は軽微です。以上より、本議案の内容は相当と判断しております。

非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由

今般の役員報酬制度の改定に伴い、株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠にて、当社の非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において以下「対象取締役」という。）に対して新たに譲渡制限付株式報酬（本議案において以下「RS」という。）を支給することにつき、ご承認をいただきたく存じます。

RSについては、対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額を年額10百万円以内、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象取締役に対して発行または処分をする当社の普通株式の総数を年間4,000株以内といたしたいと存じます。なお、RSの付与のために、対象取締役に支給する金銭報酬債権の1名当たりの額は当該対象取締役に支給する金銭報酬の30%以内とします。

対象取締役は、少数株主の代理人としての目線で当社の経営方針、経営戦略等の重要事項の決定に関わる役割と、業績目標達成への過度なリスクテイクを回避するよう経営を監督する役割を有しています。そのため、RSは業績と連動させることはせず、かつ対象取締役に支給する金銭報酬債権の1名当たりの額を、当該対象取締役に支給する金銭報酬の30%以内に留めた制度としております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち社外取締役4名）となり、本制度の対象取締役は5名となります。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 対象取締役に対するRSの概要

対象取締役に対して付与する本譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

(1) 対象取締役に対して付与する本譲渡制限付株式の数

本譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分する当社の普通株式の総数は年間最大4,000株とし、本譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬の総額は、年額10百万円以内といたします。

ただし、当該普通株式の総数については、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(2) 本譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、本譲渡制限付株式について発行又は処分を受けるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される本譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において当社の取締役会にて決定いたします。

(3) 対象取締役に付与する本譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

① 謙渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役の地位を退任等する日までの間（以下「本謙渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、謙渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならない（以下「謙渡制限」といいます。）ものといたします。

② 謙渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本謙渡制限期間が満了した時点をもって謙渡制限を解除いたします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると判断した場合は謙渡制限の解除の時期を調整するものといたします。

また、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由又は死亡により退任等した場合、謙渡制限を解除する本割当株式の数及び謙渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

③ 無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める謙渡制限解除時点において、謙渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

④ 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本謙渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、謙渡制限を解除する本割当株式の数及び謙渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、謙渡制限が解除された直後の時点において、謙渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本謙渡制限期間中の謙渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本謙渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

3. 本議案の内容が相当である理由

本議案の内容は、[29頁から31頁]に記載の改定後の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿った対象取締役の報酬等の支給のために必要かつ合理的な内容となっています。また、本議案の内容は、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会で決定したものです。さらに、本謙渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.06%程度（10年間に亘り、本謙渡制限付株式を上限となる株式数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.65%程度）とその希釈化率は軽微です。以上より、本議案の内容は相当と判断しております。

取締役（社外取締役を除く。）及び使用人に対して特に有利な条件により ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役 会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び使用人に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、対象取締役に対する新株予約権の無償発行は取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、またその額が確定していないため、報酬として割当てる新株予約権の算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。

また、当社は、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬について、目標値の設定、評価を第55期（2025年度）から行い、第56期（2026年度）の7月以降、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）への報酬として支給することを予定しております。そのため、当社は、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」の効力発生を条件として、取締役（社外取締役を除く。）に対する税制適格ストックオプションの定めを廃止し、当該定め及び本議案に基づく税制適格ストックオプションとしての新株予約権の割当てがなされた後は、当該定めに基づく税制適格ストックオプションとしての新株予約権の割当てを行わないこといたします。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、対象取締役及び使用人に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

（1）新株予約権の割当を受ける者

対象取締役及び使用人

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式30,000株を上限とする。

なお、当社が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} = \text{調整前} \times \text{分割又は併合の比率} \\ \text{株式数} \quad \quad \quad \text{株式数} \end{array}$$

（3）発行する新株予約権の総数

300個を上限とする。（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし前項（2）に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使の場合を除く。）又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} \times 1 \text{株当たり時価}} \\ \text{行使価額} &= \frac{\text{既発行株式数}}{\text{新規発行株式数}} + \text{新規発行株式数} \end{aligned}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(6) 新株予約権行使期間

2027年7月1日から2030年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は使用人たる地位にあることを要すが、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、その地位を喪失した後1年間はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められない。

③新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、(7)①に規定する条件に該当しなくなつたため新株予約権を行使できなかつた場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合においては増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する会社又は合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(12) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(14) その他の条件は、本総会後に開催される取締役会決議により定める。

3. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて算定いたします。なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」をご承認いただいた場合、割当を受ける対象取締役は3名となります。対象取締役への新株予約権の割当数は、120個を上限とし、その新株予約権の公正価額の総額を含めた取締役の報酬額は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」をご承認いただいた場合、「年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）」とします。

4. 本議案の内容が相当である理由

当社が新株予約権を発行する目的等については、上記1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由をご参照ください。

当社は2021年2月19日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告「3. 会社役員に関する事項 (4) 取締役及び監査役の報酬等 ④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項」に記載のとおりであります。本議案に基づく新株予約権の付与は当該方針に沿うものであり、また、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は0.49%とその希釈化率は軽微です。さらに、本議案の内容は、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会で決定したものです。以上より、本議案の内容は相当であると判断しております。

以上

<株主提案（第10号議案から第13号議案まで）>

第10号議案から第13号議案までは株主様からのご提案によるものであります。

提案を受けた議案の要領および提案の理由は誤字・脱字や事実誤認を含め原文のまま記載しております。

なお下記に記載の通り、当社取締役会は本株主提案のすべての議案に反対いたします。

第10号議案

取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬改定等の件

議案の要領

2021年6月18日開催の当社第50期定時株主総会において、発行又は処分する当社の普通株式の総数は年間最大20,000株、支給する金銭報酬の総額は年額50,000千円以内等の条件の下、取締役の報酬額（年額300,000千円以内。うち、社外取締役は年額30,000千円以内）とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）を対象として譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給するとの議案（以下、「第50期定時株主総会第3号議案」という。）が可決されている。

譲渡制限付株式の条件に関して、年間最大108,000株、支給する金銭報酬の総額は年270,000千円以内へ変更する（以下、「本件提案条件」という。）。

具体的な支給時期及び配分については、取締役会で決定するが、株主価値創造の土台となるROE水準及び株主が得る総合的なリターンを示すTSRを含む業績連動型のインセンティブ制度として設計し、各年において支給される報酬総額に占める株式報酬の比率が50%以上となるように設計するものとする。但し、過度に低い業績目標を掲げることによる多額のインセンティブ支給を防ぐため、ROEが8%を下回る場合は株式報酬が支給されないものとする。

なお、本定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役等を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給に関する議案が承認可決された場合には、当該議案における譲渡制限付株式の条件を、本件提案条件へ変更するものとする。

提案の理由：

当社の第53期有価証券報告書では、取締役の報酬額について、「株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や意識を一層高めることを目的に概ね8割から9割を金銭報酬（5割から6割を役位・役割に応じた基本報酬、3割程度を前年度業績・個人の成果査定により算出した短期の業績報酬）、1割から2割を中長期インセンティブとしての株式報酬で構成することとしております。」と記載されています。

しかしながら、現在は株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や意識を一層高めるという目的を達成しているとは言い難い状態にあると考えております。

有価証券報告書に記載されている当社の取締役（社外取締役を除く）に対する金銭報酬総額を、取締役の員数で除した一人当たりの金銭報酬額は、第50期は約23,534千円だったのに対し、第53期には約32,872千円にまで著増しています。一方、同期間の業績は、営業利益が955百万円から354百万円へ減少し、ROE（当社有価証券報告書記載数値）も6.7%から3.9%にまで減じており、業績は下降しているにもかかわらず一人当たり報酬額が増加しています。

また、金銭報酬の一部を構成する業績報酬に関しても、当該報酬制度が導入された第51期は一人当たり約7,679千円であったのに対し、第53期は一人当たり約10,641千円と増加に転じております。業績報酬は前年度業績と個人の成果査定により算出するとのことです、各期の前期営業利益は約955百万円から約567百万円、ROEは6.7%から4.1%への減少となっており、上述の金銭報酬と結論に変わりありません。

このように、現行の取締役の報酬制度は、業績向上や企業価値向上への十分なコミットメントにはつながらない状態となっています。

この現状を改善し、真に「株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有」できる体制を築くには、取締役が直接的に業績や株価の影響を受ける形となる株式報酬を報酬総額の半分以上とすることが有効であると考えております。

本報酬制度の改定により、年間最大108,000株の希薄化が起こることとなります、当社第54期第3四半期決算短信に記載の期末発行済株式数（自己株式を除く）に対する希薄化率は約1.87%であり、水準として過剰なものにはならないと考えます。

【第10号議案についての当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

ア 当社の取締役の報酬等に係る決定プロセスについて

当社は、役員報酬決定手続きの客觀性と透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める指名報酬諮問委員会を設置しております。そして、当社取締役会は、役員報酬の基本方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等については、これらの内容を指名報酬諮問委員会に対して諮問し、その答申を踏まえて決定しております。また、取締役の報酬の具体的な内容は、株主総会において決議される報酬枠の範囲内で、指名報酬諮問委員会において個人別の報酬内容を審議し、その答申内容を踏まえて取締役会で決定しております。

イ 役員報酬制度の見直しについて

当社は、2025年4月28日に、2026年3月期から2028年3月期までの3か年を対象とする中期経営計画（<https://ssl4.eir-parts.net/doc/4973/tdnet/2599113/00.pdf>）（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定・公表しております。

そして、当社は、これに先立つ2025年4月25日開催の取締役会において、本中期経営計画に掲げる各施策の取り組みによる持続的成長の実現、並びに当社の業績及び中長期的な企業価値の向上への取締役の貢献意欲向上をより加速させることを目的として、指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、役員報酬制度の見直しを決議しております（以下、見直し後の役員報酬制度を「本役員報酬制度」といいます。）。なお、当社は、本定時株主総会で関連する定款変更議案が承認されることを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する予定であり、本役員報酬制度につきましては、本株主総会における関連議案の承認決議を経た後に適用する予定です。

本役員報酬制度は、（i）当社の短期の業績と中長期的な企業価値の向上との連動を重視し、株主の皆様との

価値を共有できる設計とすること、(ii) グローバルな視点を持つ優秀な人材を確保し、かつ維持できる水準とすること、及び(iii) 報酬の決定プロセスを客観的で透明性の高いものとすることを基本的な考え方としております。

また、本役員報酬制度の報酬水準については、当社が本中期経営計画の目標達成への動機づけ及び優秀な人材を確保できる水準となるよう、外部機関の客観的な役員報酬調査データを用いてベンチマーク企業群を選定し、固定報酬及び変動報酬の水準等を総合的に勘案して決定することとしております。

そして、本役員報酬制度における業務執行取締役の報酬体系は、「基本報酬」に加え、業務執行に対するインセンティブとしての「業績連動報酬」及び株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで中長期の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とした「株式報酬」を支給することとし、業務執行取締役の目標達成度が100%の場合に、概ね、基本報酬50～60%、短期業績連動報酬20%～30%、株式報酬20%となるよう設計しております。このうち、「株式報酬」については、本中期経営計画に策定した財務目標（ROE、TSR）の達成度合いに連動して支給する譲渡制限付株式とし、譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分する当社の普通株式の総数を年間最大24,000株、譲渡制限付株式の割当てのための報酬限度額を年60百万円以内とすることを予定しております。

当社としては、当社の短期の業績と中長期的な企業価値の向上との連動を重視し、株主の皆様との価値を共有できるバランスのとれた本役員報酬制度の報酬体系こそが、グローバルな視点を持つ優秀な人材の確保・維持の下支えとなり、ひいては当社の企業価値の持続的な向上に資すると考えております。

なお、本役員報酬制度の詳細につきましては、当社が2025年4月25日に公表した「役員報酬制度の見直しに関するお知らせ」をご参照ください。(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/4973/tdnet/2598931/00.pdf>)

ウ 本議案に係る株式報酬を導入する必要がないことについて

本議案は、会社提案である第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」に係る譲渡制限付株式について、発行又は処分する普通株式の総数を年間最大108,000株、割当てのための報酬限度額を年270,000千円以内とし、ROE及びTSRを含む業績連動型で、報酬総額に占める株式報酬の比率が50%以上となるように設計されたものとすることを求めるものです。

当社は、上記イのとおり、業務執行取締役の報酬構成については、業務執行取締役の目標達成度が100%の場合に、概ね、基本報酬50～60%、短期業績連動報酬20%～30%、株式報酬20%となるよう設計しておりますが、本議案の内容は、これらのバランスを著しく欠く過大な株式報酬制度であるため、適切ではないと考えております。

また、本議案のとおり、業務執行取締役の報酬構成を、ROEやTSRを含む業績連動型の株式報酬の比率が報酬総額の50%以上となるよう設計した場合、業務執行取締役の報酬構成が過度に業績連動報酬に傾斜したものとなり、一時的な大幅な増配や大規模な自己株式取得等による短期的なROEやTSRの向上を志向するインセンティブが強く働いてしまう可能性があります。そのため、本議案の内容は、現在当社が妥当と考える中長期的な企業価値向上を目指した報酬体系の趣旨とは異なる結果をもたらすものと考えております。

工 小括

以上の理由により、当社取締役会は、**本議案に反対いたします。**

なお、本議案の内容については、上記取締役会意見の決議に先立って指名報酬諮問委員会が審議を行い、取締役会に対する答申を行っております。取締役会は、指名報酬諮問委員会からの当該答申を踏まえ、上記取締役会意見を決議しております。

第11号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

議案の要領

当社の定款第44条を次のとおり変更する。なお、本株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。なお、本議案は、議題3「自己株式の取得の件」に係る議案及び議題4「剰余金の処分の件」に係る議案に先立ち決議されるものとし、本定時株主総会において可決された時点での効力を生じるものとする。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第44条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>株主総会の決議によらず</u> 取締役会の決議により定める。	第44条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

提案の理由：

会社法第459条第1項各号は、剰余金の配当等の原則として株主総会で決議されるべき事項を規定するものです。当社は定款第44条により、これらの事項について、本来的に権限を有する株主総会の権限を排除しつつ取締役会の権限としております。

会社の所有者は株主であることを再確認し、会社法が「原則として株主総会で決議する事項」と定めているものは、株主総会で決議するべきであると考えます。

なお、本提案の変更案においても、取締役会が剰余金の配当等を決議することは可能であり、当社の取締役会が機動的に剰余金の配当等を実行することは制度的に確保されております。したがって、現行定款は、本提案の変更案と比較すると、株主総会の権限を排除することを目的としたものです。このような株主総会の権限の排除には合理性がないことから、本議案の提案をする次第です。

【第11号議案についての当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、本中期経営計画の事業戦略において、「投資による事業拡大」を基調テーマとし、中長期的な企業価値の向上に向けた種々の成長投資を行うことを予定しております（具体的な成長投資の内容については、第12号議案「自己株式取得の件」に対する当社取締役会の反対意見の理由の記載をご参照下さい。）。当社は、剰余金の配当等については、こうした経営基盤強化のための成長投資戦略及び当社を取り巻く経営環境や事業特性を踏まえた資本効率と財務健全性のバランス等、総合的なキャッシュアロケーションを考慮した上で株主還元に関する方針を策定することこそが、中長期的な企業価値の向上につながり、株主共同の利益に資するものと考えております。当社が剰余金の配当等の決定機関を取締役会とした目的は上記のとおりであり、株主還元を制限する目的でこれを行ったものではございません。

現に、当社は、当該定款変更以降、2022年3月期の期末配当における記念配当の追加実施、2022年10月に360百万円を上限とする自己株式の取得、さらに、2024年3月期の期末配当より、プライム市場上場会社として当面の業績に大きく左右されない一定レベルの株主還元について積極的に取り組む趣旨から、5%を下限とする自己資本配当率（DOE）という新たな株主還元方針を適用する等、機動的な株主還元を取締役会決議により実施してまいりました。また、本中期経営計画においても、株主還元については、配当性向50%を意識しつつ、政策保有株式の売却を勘案した株主還元を継続するとともに、自己株式の取得についても状況に応じて機動的に実施を検討することとしております。

当社の株主還元に関する実績及び計画は上記のとおりであるのに対し、本議案は第12号議案「自己株式の取得の件」及び第13号議案「剰余金の処分の件」の前提となる提案であるところ、仮にこれらすべての議案が可決された場合、当社の財務健全性を損ね、成長投資の機動性を損なう事態を招来するものであり、中長期的な企業価値の向上が妨げられるものと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第12号議案　自己株式取得の件

議案の要領

次のとおり、自己株式の取得をする。なお、本議案は、議題2「定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）」に係る議案（以下、「本件定款一部変更議案」）の承認可決又は会社提案に係る本件定款一部変更議案に相当する議案の承認可決を条件として、決議されるものとする。

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数61万株、総額21億円（ただし、会社法により許容される取得価格の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

提案の理由：

当社は、政策保有株式につき「今後1～2年以内に純資産割合20%未満までの縮減を図る」ことを発表されています。2024年12月31日時点（第54期第3四半期決算短信）における投資有価証券は約7,109百万円で、純資産約14,149百万円の約50.2%という高水準に留まっており、売却の迅速化が求められますが、本質的には売却後どのような行動をとるかが重要です。

当社は2025年3月31日時点では、中長期のROE目標を10%と設定しておりますが、当該目標を実現するためには自己株式取得及び剰余金配当の両面からの積極的な株主還元により純資産をスピード一に圧縮することが必要不可欠です。

その第一歩として、発行済株式の10%の自己株式を取得し、株価へのコミットメントをお示しいただきたく存じます。

仮に1株3,500円にて自己株式を取得した場合の総額は約2,124百万円と想定され、同時期の純資産総額の約15%となります。議題4における配当と合算しても約4,760百万円（純資産総額の約34%）となり、分配可能額を超える財務健全性に悪影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えます。

より詳細な提案の背景は、ひびき・パース・アドバイザーズが別媒体で公表する株主提案の説明をご覧ください。

なお、取得した自己株式は、将来的に市場に再度放出される懸念を排除するために、原則として消却に充てるべきと考えます。

【第12号議案についての当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の株主還元方針につきましては、資本効率と財務健全性のバランスを取りつつも、プライム市場上場会社として当面の業績に大きく左右されない一定レベルの株主還元について積極的に取り組む趣旨から、5%を下限とする自己資本配当率（DOE）を導入し、2024年3月期の期末配当より適用しております。

また、当社は、自己株式取得や配当等の株主還元策については、中長期的な企業価値向上に向けた事業戦略や財務目標と併せて検討し、これらを総合的に勘案して決定すべき事項であると考えております。

そして、当社は、本中期経営計画の事業戦略において、「投資による事業拡大」を基調テーマとし、(i) 戦略投資による事業の拡大及び (ii) 投資による事業の強靭化を行うことを予定しております。このうち、(i) 戦略投資による事業の拡大としては、複数社との協業による領域の最大化を目的としたM&Aの加速、コンソーシアムへの参入を目的とした技術提携・資本参加への積極化、及び知財ポートフォリオの強化を目的とした知的無形財産への投資を実施し、これらの施策によって、「金」前後のめっき工程の獲得、めっき以外・金以外の技術の獲得、海外及び国内における拠点の獲得、半導体分野の顧客開拓、並びに電池事業の加速を実現する予定です。また、(ii) 投資による事業の強靭化としては、先進半導体のリソース強化や開発設備の整備・拡張、AIの活用による研究開発の先進化と効率化等の開発機能の強化、お客様とのエンゲージメントの向上に向けたCRMシステムの導入等の営業スタイルの変革、及びJPCブランドの発展に向けた広告宣伝や従業員のウェルビーイングの向上を実施し、これらの施策によって、半導体領域の開発加速、営業機能の強化、トータルプロセス提案の強化、顧客エンゲージメントの醸成、及び従業員のパフォーマンス向上を実現する予定です。当社としては、これらの事業戦略を着実に遂行することこそが、当社の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手法であると判断しております。

そして、上記の事業戦略の遂行に際しては多額の資金需要が想定されることから、本中期経営計画における財務目標においては、上記の事業戦略を前提として、本中期経営計画期間で創出する営業キャッシュフローのみならず、手元資金と政策保有株式の流動化により得られる資金も活用しつつ、中長期の成長投資を実行することとしております。

また、本中期経営計画における株主還元方針は、上記の事業戦略や財務目標を踏まえ、長期的な成長を目指して、資本効率と財務健全性のバランスをとることを基本的な方針としております。

以上のように、当社は、本中期経営計画における事業戦略を着実に遂行することこそが、当社の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手法であり、現状の手元資金と政策保有株式の流動化により得られる資金については、まずは当該事業戦略を着実に遂行するための資金として活用することが最適であると考えております。

これに対して、本議案は、本株主総会終結の時から1年以内に21億円を総額として、発行済株式の約10%に相当する61万株という大規模な自己株式の取得を行うものですが、仮に本議案が可決された場合、当社が本中期経営計画における上記の事業戦略に基づき行う成長投資の機動性が損なわれることとなり、当社の中長期的な企業価値の向上が妨げられる結果をもたらすと考えております。

また、当社は、2028年3月期におけるROE10%の達成に向けては、成長投資の実現や資本構成の最適化が重要であると考えておりますが、本議案のような、短期的かつ大規模な株主還元を行うことで一時的にROEを向上させる施策は、財務健全性を損ね、成長投資の実行を制約するおそれがあることから、長期的なROEの向上には必ずしも繋がらないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第13号議案 剰余金の処分の件

議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。なお、本議案は、議題2「定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）」に係る議案（以下、「本件定款一部変更議案」）の承認可決又は会社提案に係る本件定款一部変更議案に相当する議案の承認可決を条件として、決議されるものとする。本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金170円から、2025年3月期の第2四半期末配当である金63円及び当社取締役会決議に基づき2025年3月末の期末配当として決定された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額があれば当該金額を合計した額を控除した金額

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2025年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

提案の理由：

当社は、政策保有株式につき「今後1～2年以内に純資産割合20%未満までの縮減を図る」ことを発表されています。2024年12月31日時点（第54期第3四半期決算短信）における投資有価証券は約7,109百万円であり、純資産約14,149百万円の約50.2%という高水準に留まっているため、売却の迅速化が求められますが、本質的には売却後にどのような行動をとるかが重要であると考えます。

当社は2025年3月31日時点で中長期のROE目標を10%と設定しておりますが、当該目標の実現のためには、自己株式取得及び剰余金配当の両面からの積極的な株主還元により純資産をスピード一に圧縮することが必要不可欠です。

本議案が可決される場合、自己株式取得と並行で行う中期的株主還元方針として、年間170円の定額配当を3年以上にわたり実行し、継続的な株価へのコミットメントをお示しいただきたく存じます。

議題3における自己株式取得の実行後に年間170円の定額配当を3年間にわたって行う場合、当該期間の配当総額は約2,636百万円と想定され、同時期の純資産総額の約19%となります。自己株式取得額と配当総額の想定の合計額も4,760百万円（純資産総額の約34%）となり、分配可能額を超え財務健全性に悪影響を及ぼす可能性は極めて低い上に、当該定額配当に関しては、当社が既に発表しているDOE5%を下限とする配当政策に矛盾するものではありません。

当社の深刻な課題は、表面的には過去10年以上にわたり企業成長及び企業価値の向上が達成出来ていないことになりますが、その根底には、①取締役の報酬が、株主が得る利益と連動する「信賞必罰」

の形になつていないこと、そしてそのため、②株主還元含むキャピタルアロケーションの姿勢が資本市場の変化のスピードについてきておらず、過度に保守的に運営されてきていることで収益改善及び資本収益性改善が達成されていない、この二点が存在していると考え、このような提案とさせていただきます。

より詳細な提案の背景は、ひびき・パース・アドバイザーズが別媒体で公表する株主提案の説明をご覧ください。

【第13号議案についての当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の利益配分につきましては、従来から収益状況に応じた株主様への還元を行うこととする基本方針のもと、業績及び将来の事業展開と経営基盤強化に必要な内部留保資金等を総合的に勘案し、安定した配当を継続することとしております。また、当社は、2024年3月期の期末配当より、5%を下限とする自己資本配当率(DOE)という新たな株主還元方針を適用しており、2025年3月期の配当については、1株当たり126円(DOE5.2%)としております。

また、第12号議案「自己株式取得の件」に対する当社取締役会の反対意見の理由に記載のとおり、当社は、本中期経営計画における事業戦略を着実に遂行することこそが、当社の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手法であり、現状の手元資金と政策保有株式の流動化により得られる資金については、まずは当該事業戦略を着実に遂行するための資金として活用することが最適であると考えております。

これに対し、本議案は、1株あたり170円の配当の実施を求めるものであり、DOEの水準では7.0%となりますが、これは現時点の当社においてあるべきDOEの水準に照らすと過大であると考えております。また、提案株主は同水準の配当を3年以上実行することも求めておりますが、これは前述の当社の企業価値の向上に資する株主還元方針とは大きく異なる内容です。仮に本議案が可決された場合、当社が本中期経営計画における上記の事業戦略に基づき行う成長投資の機動性が損なわれることとなり、当社の中長期的な企業価値の向上が妨げられる結果をもたらすと考えております。

また、当社は、2028年3月期におけるROE10%の達成に向けては、成長投資の実現や資本構成の最適化が重要であると考えておりますが、本議案のような、短期的かつ大規模な株主還元を行うことで一時的にROEを向上させる施策は、財務健全性を損ね、成長投資の実行を制約するおそれがあることから、長期的なROEの向上には必ずしも繋がらないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、**本議案に反対いたします。**

以上

事 業 報 告

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、緩やかな回復基調を見せましたが、各国の貿易・金融政策や地政学的リスクの高まりなどにより先行きが不透明な状況が継続しました。資源・エネルギー価格の上昇や物流の遅延がインフレに影響を与え、各国の金融政策に影響を及ぼし、金利・為替・株式相場の変動を引き起こしています。米国では堅調な雇用と所得環境に支えられた個人消費の増加により景気は堅調に推移しました。しかし、政策金利の引き下げがあったものの依然として高水準を維持し、関税によりさらなるインフレが懸念され、予断を許さない状況です。欧州では個人消費が堅調で緩やかな回復基調が継続ましたが、製造業の不振が長期化し、成長は鈍化しました。中国では景気刺激策や対中制裁関税実施前の駆け込み輸出の増加により回復ましたが、不動産投資や個人消費の低迷により低調な状況が継続しました。日本経済においては堅調な個人消費やインバウンド需要を背景に緩やかな回復基調にありますが、物価の上昇は続いており、製造業は力強さを欠いています。

電子部品業界におきましては、生成AI向けの旺盛な需要に牽引されAIサーバ/データセンター向けは好調に推移しましたが、スマートフォンやパソコンなどの民生向けは需要回復に足踏み感がみられ、FA機器などの産業機器向けは在庫調整の長期化により低迷しました。車載用電子部品については、先進運転支援システムなどの電装化による継続的な需要増はあったものの、電気自動車の成長鈍化などによる在庫調整から停滞感が見られました。

当社におきましては、プリント基板・半導体搭載基板用めっき薬品の販売について、スマートフォンやパソコンなどの民生向けは下期に市場減速の影響を受けましたが緩やかに回復し、生成AI関連の半導体パッケージやモジュール向けは好調に推移しました。コネクター用めっき薬品の販売については、当社製品の優位性（省金効果）からスマートフォン向けで堅調に推移しました。車載向けは在庫調整の影響を受けて減速したうえ、産業機器向けで引き続き市場が低迷しました。リードフレーム用めっき薬品の販売については、当社製品の品質安定性が評価され、スマートフォンやパソコン向けで堅く推移しました。

その結果、売上高は12,611百万円（前期比10.4%増）、営業利益は502百万円（前期比41.8%増）、経常利益は657百万円（前期比18.8%増）、当期純利益は1,579百万円（前期比188.1%増）となりました。

最終用途品目別の状況は次のとおりであります。

（プリント基板・半導体搭載基板用）

プリント基板や半導体パッケージ基板に適用される貴金属めっき薬品において、スマートフォンやパソコンなどの民生向けは下期に市場減速の影響を受けましたが緩やかに回復し、生成AI関連の半導体パッケージやモジュール向けは好調に推移した結果、売上高は5,708百万円と前期比22.3%の増収となりました。

（コネクター・マイクロスイッチ用）

コネクター用めっき薬品の販売において、当社製品の優位性（省金効果）からスマートフォン向けで堅調に推移しました。車載向けは在庫調整の影響を受けて減速したうえ、産業機器向けで引き続き市場が低迷しました。その結果、売上高は1,848百万円と前期比14.7%の減収となりました。

(リードフレーム用)

リードフレーム用めっき薬品の販売においては、当社製品の品質安定性が評価され、スマートフォンやパソコン向けで底堅く推移し、売上高は4,740百万円と前期比9.6%の増収となりました。

(その他)

売上高は313百万円と前期比21.5%の増収となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は106,273千円で、その主なものはサーバ更新に係わる投資及び研究開発に係る測定分析機器の取得であります。

なお、当期において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①営業力の強化

デジタルトランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーションへの投資の拡大、自動車のEV化・電装化の進展に伴い、データセンターや高速大容量通信、生成AI・AI搭載機器、パワーデバイスなどを中心としたエレクトロニクス分野の需要が大きく拡大しております。この流れの中で、半導体をはじめ、各種ハイエンド電子部品のニーズが高まっており、これらの製造に不可欠な高性能・高品質なめっき薬品が求められています。

当社では、こうした成長分野において国内外の主要顧客にタイムリーな製品提供を進めるとともに、省資源プロセスなど環境配慮型製品の提案、プロセス全体での性能向上提案など、積極的なマーケティング・技術提案を行うことが今後のビジネスを展開する上で重要と考えております。そのために、自社製品の開発だけではなく、表面処理薬品メーカーと装置メーカーとの協業体制を構築してまいります。また、国際的な学会発表や技術コンソーシアムへの参画、海外展示会への出展といった広報活動を通じて、新技術およびブランド認知度を向上させ、新規顧客の獲得と事業拡大を図ってまいります。

一方、米国の貿易政策や地政学リスクの高まりから、主要顧客である電子部品メーカーの生産拠点が中国から東南アジアなど他地域へと移管される動きが加速しており、当社においても製品の供給体制、テクニカルサポート体制を顧客動向に対応させる必要があります。そのために、当社はグローバルなテクニカルサポート機能の拡充に取り組んでまいります。この取り組みとして、(キャリア採用による)海外営業人員を拡充するとともに、顧客との連携強化を目的とした技術情報・生産状況共有のためのデータベース構築を進めており、国内外を問わず高度なソリューションを提案するサポート体制の構築を推進してまいります。

今後も、変化する市場環境に対して機動的に対応しながら、顧客との信頼関係をさらに深化させ、ビジネスの拡大を図ってまいります。

②技術開発力の強化

当社の競争相手は、貴金属めっき薬品業界だけでなく卑金属めっき薬品業界も含みます。また、グローバル化が進んだ昨今では海外のローカルメーカーも台頭しつつあり、技術開発競争は一層厳しさを増しております。このような状況の中、貴金属めっき分野では顧客要望に対しタイムリーな改良に対応できるプロセス提案力及び車載向けや産業機械向け等の新用途開拓に向けた技術開発力の向上が不可欠となります。なかでもニッケル不使用プロセスをはじめとする次世代最終表面処理プロセスの実現にあたっては、貴金属めっき薬品に限定せず、前・後処理、装置等のニッチトップ企業との協力を含むプロセス全体での性能向上を達成し、めっき工程のトータルプロセスカンパニーへと変革していく必要があります。

また貴金属／卑金属にこだわらず、業界として技術的に未完成なテーマを厳選して完成に向けた開発を推進していくことが重要と考えます。

さらに当社は、めっきで培った酸化還元（Redox）の技術を活かし、既存の事業領域だけでなく新しい事業領域の創出を目指しており、中長期ビジョン R D D 2030*のもと、電池材料開発を推進中です。従来のめっきだけに留まらない柔軟な思考力と技術開発力が必要となります。

サステナビリティを巡っては、当社は貴金属や希少鉱物を使用する製造業であり、多くの化学物質を取り扱う事業の性質上、地球環境への配慮が不可欠です。環境負荷低減につながる製品開発、めっき工程におけるエネルギー使用量削減といった環境にやさしい製品づくりが重要な課題であると認識しています。

このような状況の中、当社の数倍の技術陣容を有する競合薬品メーカーに対抗するためには、ユニークな発想を持ち視野の広い技術陣の育成が必要となります。能動型自律人材の採用と育成により、技術陣のレベルアップを実現し、開発力の強化を図ってまいります。同時に、当社単独では困難な技術開発やトータルソリューション力の強化を効率的に実施していくため、最適な外部連携及び協業を図ってまいります。

* R D D 2030 = Redox-innovation through Discovery & Development toward 2030

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	第51期 2022年3月期	第52期 2023年3月期	第53期 2024年3月期	第54期 2025年3月期
売上高	18,714,378	16,254,995	11,419,624	12,611,218
経常利益	1,339,829	753,772	553,248	657,493
当期純利益	974,201	569,977	548,256	1,579,736
1株当たり当期純利益 (円.銭)	166.80	97.82	95.26	273.73
総資産	16,868,491	15,611,523	17,140,911	15,856,629
純資産	14,243,616	13,505,030	14,537,737	13,594,720
1株当たり純資産額 (円.銭)	2,416.61	2,333.90	2,510.42	2,338.53

(注) 1. 第54期の状況につきましては、前記(1)事業の経過及び成果に記載のとおりであります。

2. 単位未満は切り捨てて表示しております。

- (6) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

- (7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社は、電子部品のプリント基板（パッケージ基板を含む。）、コネクター及びリードフレーム等の接点・接続部位に使用される貴金属めっき薬品の開発、製造及び販売を主な事業内容としております。特にプロセスアドバイス及びアフターフォロー等までも含めた総合的な提案・提供を行っており、ユーザーのニーズに密着した製品の開発、製造及び販売に努めております。

- (8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

本社及び工場 東京都練馬区北町三丁目10番18号

- (9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52名	3名	39.3歳	12.5年

（注）上記従業員数には、嘱託社員4名及びパートタイマー3名は含まれておりません。

- (10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

- (11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- (12) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- (13) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- (14) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

- (15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 24,640,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,776,493株 (自己株式290,707株を除く)
- (3) 当期末株主数 4,267名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社 (信託口)	635,600株	11.00%
INTERACTIVE BROKERS LLC	537,700	9.31
HIBIKI PATH AOBABA FUND	296,800	5.14
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	243,500	4.22
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 0 1	158,400	2.74
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	152,600	2.64
公益財団法人JPCT奨学財団	150,000	2.60
下田 賢一	138,090	2.39
明治安田生命保険相互会社	135,200	2.34
光通信株式会社	121,500	2.10

- (注) 1. 当社は、自己株式290,707株を保有しておりますが、当該株式については会社法第308条第2項の規定により議決権を有しておりません。また、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2021年6月18日開催の第50期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年6月25日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2024年7月11日付で取締役（社外取締役を除く。）3名に対し自己株式4,300株の交付を行っております。

- (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

ご参考 当社が保有する株式に関する事項

(1) 政策保有株式に関する基本方針

当社は、政策保有株式については事業戦略及び取引先との事業上の関係において、当社の製品開発や問題解決に協力、フィードバックが期待できる企業の株式のみ保有することを基本方針としております。

(2) 売却方針

(1)の方針に則り、毎年取締役会で政策保有株式の保有適否を検証し、売却対象となった場合には市場の動向を勘案しながら売却を行います。

(3) 縮減目標

政策保有株式の純資産割合を、2028年3月末までに20%未満に縮減する方針を掲げています。

(4) 保有状況の推移

(単位：百万円)

	2024年 3月末	2024年 6月末	2024年 9月末	2024年 12月末	2025年 3月末	2024/3比
売却額※	307	142	752	553	275	-
保有株式時価	8,796	9,069	7,236	7,108	5,974	2,822減
純資産額	14,537	14,683	14,052	14,149	13,594	943減
純資産に対する割合 (%)	60.5	61.8	51.5	50.2	43.9	16.6pt減

※ 該当四半期中における売却額

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小島智敬	
常務取締役	渡邊基	
取締役相談役	渡辺雅夫	
取締役	大畠康壽	株式会社アバージェンス監査役
取締役	川島勇	AGC株式会社常勤監査役 三精テクノロジーズ株式会社社外取締役
取締役	黒松百亜	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事
常勤監査役	富國重遠	
監査役	林博司	
監査役	高野雅典	明治安田保険サービス株式会社代表取締役会長

- (注) 1. 大畠康壽氏、川島勇氏、黒松百亜氏は社外取締役であります。
2. 富國重遠氏、林博司氏、高野雅典氏は社外監査役であります。
3. 取締役の大畠康壽氏、川島勇氏、黒松百亜氏、監査役の富國重遠氏、林博司氏、高野雅典氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出でおります。
4. 常勤監査役 富國重遠氏は、他の会社で長年にわたり経理の業務や経営に携わっており、豊富な経験と財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)	
		金銭報酬		株式報酬			
		基本報酬	業績報酬	譲渡制限付 株式報酬	ストック オプション		
取締役 (社外取締役を除く)	97,404	63,078	18,165	14,326	1,835	3	
社外取締役	18,000	18,000	—	—	—	3	
計	115,404	81,078	18,165	14,326	1,835	6	
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—	
社外監査役	22,500	22,500	—	—	—	3	
計	22,500	22,500	—	—	—	3	

(注) 2014年6月20日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し同総会終結後、引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に応する退職慰労金を各役員の退任時に支給することを決議いただいております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2013年6月21日開催の第42期定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）です。

また、上記報酬とは別枠で、2021年6月18日開催の第50期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。

監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第35期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 決定方針

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は役員報酬規程等に定められており、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会が指名報酬諮問委員会に一任した上で決定し、監査役の報酬は監査役の協議において決定することとしております。

2. 取締役報酬等の内容

取締役（社外取締役を除く。）の報酬額については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に概ね8割から9割を金銭報酬（5割から6割を役位・役割に応じた基本報酬、3割程度を前年度業績・個人の成果査定により算出した短期の業績報酬）、1割から2割を中長期インセンティブとしての株式報酬で構成することとしております。

金銭報酬は月例の固定報酬とし、従業員給与及び賞与とのバランス、世間水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬と税制適格ストックオプションを導入し、役位・職責等を考慮しながら毎年一定の時期に付与することとしております。

社外取締役の報酬等の構成については、独立性を担保する等の観点から金銭の基本報酬のみとすることとしております。

金銭報酬の額及び株式報酬は、取締役会が指名報酬諮問委員会に一任した上で決定することとしております。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、報酬決定手続きの客觀性と透明性を高めるため、各取締役の金銭報酬の額の決定を指名報酬諮問委員会に委任しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

指名報酬諮問委員会構成員

氏名	地位及び担当
大畠 康壽	社外取締役（委員長）
川島 勇	社外取締役
黒松 百亜	社外取締役
林 博司	社外監査役
小島 智敬	代表取締役社長

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役大畠康壽氏は、株式会社アバージェンスの監査役を兼任しております。当社と兼務先との間に特別な関係はありません。

社外取締役川島勇氏は、AGC株式会社の常勤監査役及び三精テクノロジーズ株式会社の社外取締役を兼任しております。当社と各兼務先との間には特別な関係はありません。

社外取締役黒松百亜氏は、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事を兼任しております。当社と兼務先との間に特別な関係はありません。

社外監査役高野雅典氏は明治安田保険サービス株式会社の代表取締役会長を兼任しております。当社と兼務先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役 大畠康壽	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、企業経営に関する知見を活かし、専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会10回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 川島勇	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、企業経営に関する知見を活かし、専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会10回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 黒松百亜	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、企業法務・監査に関する知見を活かし、専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会10回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 富國重遠	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、監査役会14回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 林博司	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、監査役会14回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会10回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 高野雅典	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、監査役会14回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支給額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	18,360千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,360千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、EY新日本有限責任監査法人の報酬等について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断し、これに同意しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して次のとおり決議いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「企業行動規範」を制定し、取締役・使用人に法令遵守及び行動規範を周知徹底するために「コンプライアンス・オフィサー」を取締役会で選任し、「コンプライアンス・オフィサー」は、倫理・法令遵守の状況について取締役会に報告する。
- (2) 監査役及び社外弁護士を通報窓口とする内部通報体制の整備を図り運営する。
- (3) 執行部門から独立した社長直轄の「内部監査室」を設け、定期的に実施する内部監査を通じ職務の執行状況を把握し、法令・定款等に準拠し、適正、妥当かつ合理的に行われているか検証する。その監査結果を取締役会、監査役会に報告し、必要に応じ会計監査人にも報告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務に係る情報を文書に記録し保存する。

取締役及び監査役は文書管理規程により常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役 1名を「リスク・マネジメント担当取締役」として取締役会で選任する。
- (2) 取締役・監査役及びコンプライアンス・オフィサーを含む、各部門長等で構成する「サステナビリティ委員会」を設け、リスク管理体制の整備・充実を図る。
- (3) 個々の重要リスク項目ごとに管理責任者を決定し、「リスク管理方針」にもとづき、対応方針を決定し、実行する。
- (4) 「サステナビリティ委員会」では、サステナビリティ経営を通じた中長期的な企業価値の向上を目指して重要課題を審議する。E（環境） S（社会） G（企業統治） X（知的無形資産他）の各分科会に管理責任者を決定し、「サステナビリティ基本方針」に基づき、E S G・持続可能性に関する会社のガバナンス、リスク管理、戦略、指標と目標を取りまとめ、活動計画を策定しその進捗管理と評価を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則月 1回開催し、独立性の高い社外取締役及び社外監査役出席のもと重要事項の決定、業務執行状況の監督を行う。
- (2) 取締役会での審議の充実を図るため、経営方針・経営戦略・経営計画等についての検討・付議を行う機関として、社内取締役、常勤監査役及び各部門長により構成される経営会議を設定する。
- (3) 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において業務執行に係る責任と執行手続きを規定する。
- (4) 社外取締役が過半数の「指名報酬諮問委員会」を設置し、意思決定の客觀性と透明性を高める。

5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から要請があった場合には、取締役と監査役が協議のうえ当社の使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。配置された使用人は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事関係について取締役は、監査役と協議して行うこととする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、法定の事項に加え法令・定款違反があること、又は当社の業績に影響を与える重要な事項があることを発見したときは監査役に都度報告する。
- (2) 使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款違反があることを発見したときは、監査役に直接報告ができるものとする。
- (3) 監査役への社内通報システムの整備を図り、適切な体制を構築することにより、コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。監査役へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止し、その旨取締役・使用人に周知する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

- (1) 監査役は取締役会に加え経営会議その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。
- (2) 監査役の過半数は社外監査役とし、監査の公正を確保する。
- (3) 会計監査人が監査役にその監査計画及び監査実施状況の報告等を定期的に行うほか、内部監査室も内部監査結果を定期的に監査役に報告するなど、監査役、内部監査室及び会計監査人の3者の連携強化が図られる体制の確保に努める。
- (4) 監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担する。

8. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「企業行動規範」に定め基本方針としております。また必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図ります。

運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための運用状況

取締役会を中心とした意思決定プロセスでの審議を充実させるため、取締役会で審議・決定される事項のうち、特に重要なものについては経営会議にて事前に検討し付議しております。重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任するとともに適正な職務執行権限委譲を実施し、迅速な職務執行に資するようにしております。指名報酬諮問委員会を設置し、当社の経営体制、後継者育成計画等についての提言を取締役会に行っております。

2. リスク管理等に関する運用状況

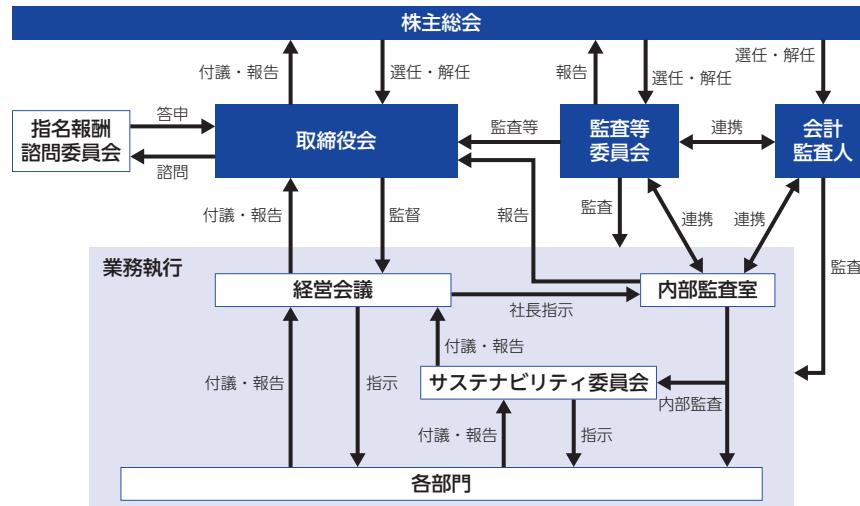
取締役・常勤監査役及びコンプライアンス・オフィサー等で構成する「サステナビリティ委員会」にて全体的なリスク管理を実施しております。リスクの管理状況は、適時、取締役会及び経営会議に報告しております。内部監査室は定期的に実施する内部監査を通じ職務の執行状況を把握し、法令・定款等に準拠し、適正、妥当かつ合理的に行われているか検証しています。その監査結果を取締役会、監査役会に報告し、必要に応じ会計監査人にも報告を行っております。情報の保存及び管理について、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等は、法令の定めに則り保存期間を設定し、適切に保存しております。また、経営企画部を中心として社内各部署に対しコンプライアンス・リスク管理の徹底を図るため、適時、規程を見直し、社内基本規程の周知徹底の取り組みを推進しております。

3. 監査役への報告に関する体制の運用状況

常勤監査役は経営会議、サステナビリティ委員会等の重要な会議に出席し運用状況を確認しております。また、会計監査人が監査役にその監査計画及び監査実施状況の報告等を定期的に行うほか、内部監査室も内部監査結果を定期的に監査役に報告するなど、監査役、内部監査室及び会計監査人の3者の連携強化が図られる体制をとっております。

なお、当社は、本総会の第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行し、移行後の体制図に基づくコーポレート・ガバナンス体制を構築することに伴い、移行後は本項記載の「監査役会」は「監査等委員会」へ、「監査役」は「監査等委員」へとそれぞれ読み替えることいたします。

＜移行後のコーポレート・ガバナンス体制図（P7再掲）＞



6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化、成長投資に必要な内部留保資金を確保しつつ、収益状況に応じて株主様への還元を柔軟に行うことを基本方針としております。

また、長期的な成長を目指して、資本効率と財務健全性のバランスを取りつつも、プライム市場上場会社として、当面の業績に大きく左右されない一定レベルの株主還元に積極的に取り組む趣旨から、2024年3月期の期末配当より、配当性向に加え5%を下限とする自己資本配当率（D.O.E）を導入しております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。剰余金の配当等の決定機関は、「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議による。」旨を定款に定めているため、取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては上記基本方針のもと、中間配当金63円、期末配当金63円、合計で1株当たり126円といたしました。

以上

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流 動 資 産	9,544,044	流 動 負 債	784,875	
現 金 及 び 預 金	7,585,250	買 掛 金	76,195	
受 取 手 形	1,194	未 払 金	47,681	
電 子 記 録 債 権	83,721	未 払 法 人 税 等	541,543	
売 掛 金	1,091,332	賞 与 引 当 金	71,892	
商 品 及 び 製 品	60,961	設 備 関 係 未 払 金	6,703	
原 材 料 及 び 貯 藏 品	487,107	そ の 他	40,859	
前 払 費 用	12,352	固 定 負 債	1,477,033	
未 収 消 費 税 等	219,855	長 期 未 払 金	180,882	
そ の 他	2,267	繰 延 税 金 負 債	1,255,506	
固 定 資 産	6,312,584	資 産 除 去 債 務	40,645	
有 形 固 定 資 産	114,336	負 債 合 計	2,261,909	
建 物	34,930	(純資産の部)		
機 械 及 び 装 置	5,538	株 主 資 本	10,411,042	
車 両 運 搬 具	270	資 本 金	1,283,196	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	73,597	資 本 剰 余 金	1,038,390	
無 形 固 定 資 産	132,289	資 本 準 備 金	1,026,909	
ソ フ ト ウ エ ア	61,288	そ の 他 資 本 剰 余 金	11,480	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	70,534	利 益 剰 余 金	8,781,286	
電 話 加 入 権	466	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,781,286	
投 資 そ の 他 の 資 産	6,065,958	別 途 積 立 金	4,900,000	
投 資 有 価 証 券	5,974,602	繰 越 利 益 剰 余 金	3,881,286	
長 期 前 払 費 用	51,337	自 己 株 式	△691,831	
差 入 保 証 金	36,562	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,097,435	
そ の 他	3,456	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,097,118	
資 产 合 計	15,856,629	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	316	
		新 株 予 約 権	86,242	
		純 資 产 合 計	13,594,720	
			15,856,629	

損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	12,611,218
売 上 原 価	10,982,701
売 上 総 利 益	1,628,516
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,125,867
営 業 利 益	502,648
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,529
受 取 配 当 金	188,064
雜 収 入	2,468
営 業 外 費 用	194,062
支 払 手 数 料	38,966
為 替 差 損	251
經 常 利 益	39,217
特 別 利 益	657,493
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,512,737
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,936
特 別 損 失	1,514,673
投 資 有 価 証 券 売 却 損	495
固 定 資 產 除 却 損	2,274
税 引 前 当 期 純 利 益	2,770
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	617,732
法 人 税 等 調 整 額	△28,072
当 期 純 利 益	589,660
	1,579,736

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剩余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,283,196	1,026,909	1,803	1,028,713	4,900,000	3,016,582	7,916,582	
当期変動額								
自己株式の取得								
自己株式の処分			9,677	9,677				
剰余金の配当						△715,032	△715,032	
当期純利益						1,579,736	1,579,736	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	9,677	9,677	—	864,703	864,703	
当期末残高	1,283,196	1,026,909	11,480	1,038,390	4,900,000	3,881,286	8,781,286	

項目	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△737,992	9,490,500	4,960,053	2,130	4,962,183	85,053	14,537,737
当期変動額							
自己株式の取得	△243	△243					△243
自己株式の処分	46,404	56,081					56,081
剰余金の配当		△715,032					△715,032
当期純利益		1,579,736					1,579,736
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△1,862,934	△1,813	△1,864,748	1,189	△1,863,559
当期変動額合計	46,161	920,542	△1,862,934	△1,813	△1,864,748	1,189	△943,017
当期末残高	△691,831	10,411,042	3,097,118	316	3,097,435	86,242	13,594,720

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

日本高純度化学株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸山高雄
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 倉持直樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本高純度化学株式会社の2024年4月1日から2025年3月31までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

日本高純度化学株式会社 監査役会

常勤監査役 富國重遠 ㊞

監査役 林博司 ㊞

監査役 高野雅典 ㊞

(注) 監査役全員（3名）は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

その他

1. 中期経営計画フェーズ2（FY2025-2027）の公開について

当社は2030年ビジョン『RDD2030*』に向けた中期経営計画の第2フェーズを策定し、2025年4月28日に公表いたしました。詳細は当社ホームページに掲載しております。

*RDD2030 : Team JPCでRedox技術を深化進化!新化! (RedoxとはReduction/Oxidationの混成語で酸化還元の意)

掲載元URL: https://www.netjpc.com/Portals/0/images/jpcs/plan/Medium-Term_FY2025-2027.pdf

2. サステナビリティにかかる考え方及び取組み

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

（1）サステナビリティ基本方針

「めっき」とは、電子部品の接続部位の錆び（酸化）を防ぎ、電子回路の電気信号の流れを円滑に保ち最高の性能を発揮させるのに欠かせない技術です。

当社は自社独自技術を以て、化学物質の“配合の妙”を貴金属めっき薬品のレシピに昇華することで付加価値を創出しています。当社製品をめっき工程に用いれば、必要な箇所に最低限の厚みの貴金属めっき皮膜を形成することができ、稀少資源である貴金属の使用量を大きく節約し経済合理性を高めることができます。当社の設立以来の事業そのものが、省貴金属性能でサステナブルな社会の達成を指向しています。

貴金属めっき技術は最先端の電子機器の内部で接点・接合に使用されており、当社は、貴金属に特化しためっき薬品の開発・製造・販売を行うファブレスで知識集約型・開発型の企業として、ファインケミカル分野とエレクトロニクス業界との橋渡しの役目を担ってきました。

パソコン・携帯電話・デジカメがスマートフォンへと集約したような技術革新とともに、小型化・高性能化・低消費電力化など電子部品の要求特性のハードルは上がり続けています。また低炭素社会への変革や社会インフラのデジタル化が加速すれば、自動車の電装化・電子化が急速に進化しEV化したように、電子部品の接点・接合点の数も爆発的に増大するため、省貴金属技術の出番が今後ますます拡大し、当社は更に広範な事業分野において地球環境への貢献を果たすことが出来ます。

上記のような事業活動を通じて、当社は、エレクトロニクス業界への貢献を通じて、サステナブルな社会の実現のため、また社会的責任を果たすため、サステナビリティ基本方針を以下の通り定めております。

<サステナビリティ基本方針>

- ・当社は貴金属や希少鉱物を使用する製造業であり、多くの化学物質を取り扱う事業の性質上、地球環境への配慮が不可欠です。資源を有効活用し、持続可能な社会づくりに貢献することを前提として事業活動を行い、環境負荷を継続的に低減していきます。
- ・当社は「化学の好奇心でエレクトロニクスに役立てる」の企業理念のもと、地球環境リスクやライフスタイルの変革、エネルギー・シフト等の社会課題と向き合い、ステークホルダーとの連携を深め、多様な視点と独創性を発揮しながらファインケミカルとエレクトロニクスの架け橋となることを目指します。
- ・当社は、サステナビリティを巡る重要課題（マテリアリティ）が、事業のリスクの減少のみならず収益

機会にもつながる重要な経営課題として認識し、これらの課題に真摯に取り組みます。当社は、当社事業を通じた社会の持続可能な発展への貢献と共に持続的な成長と企業価値向上を目指します。

(2) サステナビリティに関するガバナンス

- ・取締役会は、サステナビリティ委員会から経営会議を経て報告される気候関連事項のうちの移行計画の策定と更新、及び目標と指標を、自社の戦略・事業計画等に照らしてその妥当性を検証し、承認します。本移行計画及び関連する気候関連目標は、2024年3月の取締役会にて承認されました。
- ・サステナビリティ委員会は、定期的に（原則年4回）開催され、取締役会に承認された移行計画に関する各目標の進捗度合いを、指標を軸にレビューします。また、移行計画の進捗及び対応策など重要事項については、定期的に（原則年2回）経営会議に報告し、経営会議より取締役会に報告します。取締役会では、自社の戦略・事業計画やリスクマネジメント方針等との整合性に留意しつつ、移行計画に関する目標の達成度合い等を確認した上で移行計画の修正の必要性を検討するなどして、移行計画を監督します。
- ・代表取締役社長は、気候関連事項における自社の経営責任を負っています。この責任には、気候関連事項の評価や移行計画実施のためのマネジメントが含まれています。具体的には、代表取締役社長は経営会議並びにサステナビリティ委員会の主催者兼議長であり、参加メンバーから直接報告を受け、重要課題について討論する等の手法で、移行計画の効果的な実施を確保するための十分な権限と情報へのアクセス権を保持しています。

(3) 経営上の重要課題（マテリアリティ）

当社はサステナビリティ基本方針に基づき中長期的に、当社が重要と考える課題（マテリアリティ）について行動計画を下記の通り策定しています。

(1) 環境にやさしい製品づくり

- ・ニッケル不使用、シアンフリー等の環境配慮製品の開発と製品化（継続）
- ・酸化還元の知見を二次電池分野に投入すべく、複数機関と協力して評価を実施（継続）
- ・CSRガイドラインを改訂。
- サプライチェーン全体における環境や人権への配慮を推進（FY24）

(2) 人的資本経営の推進

- ・能動型自律人材を定義し、採用と育成に向けた新人事制度、評価制度、新しい働き方、教育プログラム等を整備（発展的に拡充）
- ・エンゲージメント調査による定点チェックを開始・継続
- ・従業員のウェルビーイングを重視した成長支援・奨励制度や福利厚生制度を段階的に拡充（継続）

(3) 知的無形資産の質的向上

- ・顧客との情報連携強化、サービス向上を目的にCRMを稼働（FY25～本稼働）
- ・ワークフローや電子押印の導入により、ペーパーレスと情報の可用性向上を推進（～FY24）

(4) 経営基盤の強化

- ・社内／外の取締役、監査役および社外有識者で構成するCX向上会議を開催し、重要テーマの議論や進捗度合いの確認を適時に実施（2024年実績：12回→拡大継続）
- ・サステナビリティ開示を充実（拡大継続）
有価証券報告書、CG報告書、CDP回答、公開HP掲載等

※当社のサステナビリティに関する考え方及び取り組みの詳細は、当社ホームページ（<https://www.netjpc.com/sustainability/>）をご覧ください。

3. コーポレート・ガバナンスの状況

（なお、以下の記載は、当事業年度末現在におけるものになります。）

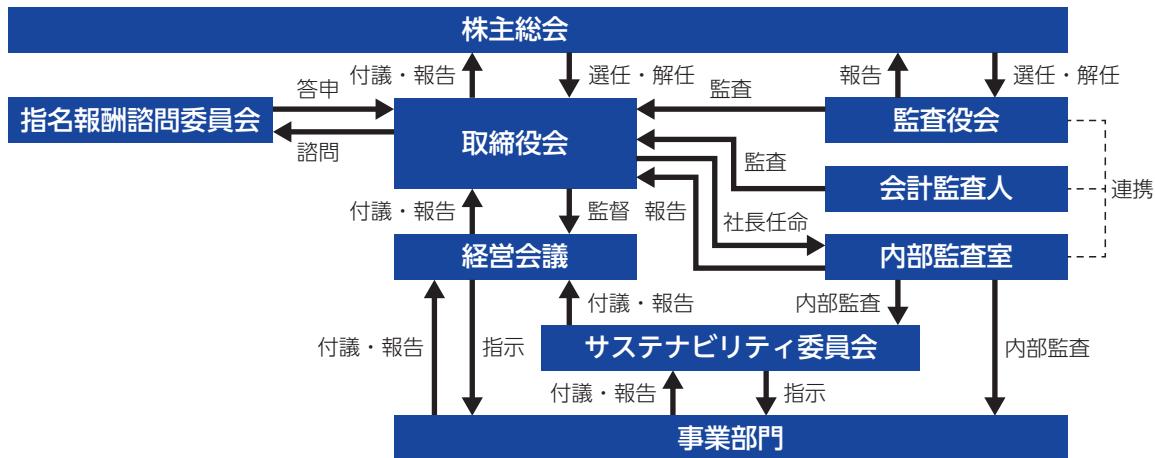
(1) 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等ステークホルダーの立場をふまえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うことで、経営環境への変化に対応し、継続的な企業価値の向上を目指していくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。この考え方に基づき、経営意思決定の迅速化並びに経営責任及び業務執行責任の明確化を図るとともに、独立性の高い社外役員を置く取締役会及び監査役会のもと、経営の監督機能、コンプライアンス、リスクマネジメント、内部統制システムの強化を進めています。

(2) 当社の企業統治の体制

- ・当社の取締役会は、事業に精通した取締役3名と独立性が高い社外取締役3名で構成され、経営計画に関する事項をはじめ業務執行に関する重要な事項について審議、決定しています。また、年1回、取締役会の実効性に関する質問票を全ての取締役、監査役に配布し、その回答をふまえて実効性に関する分析と評価を実施しています。

- ・監査役会制度を採用し、社外監査役3名で監査役会を構成しています。監査役は取締役から独立して取締役の職務執行の適法性を監査しています。
- ・取締役の指名や報酬に関する意思決定に独立社外取締役が適切に関与する体制を構築し、その意思決定手続きの客觀性と透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として「指名報酬諮問委員会」を設置しております。主な役割は、取締役及び監査役の選任及び解任、代表取締役並びに役付取締役の選定及び解職、取締役の報酬に関する取締役会の諮問に対し答申を行うことです。



(3) 取締役会の実効性向上に向けた取組み

＜実効性の評価＞

取締役会の実効性に関する質問票を毎年すべての取締役、監査役に配付し、その回答にもとづくディスカッションをふまえて実効性を分析・評価し、運営の改善に結びづけています。

＜CX向上会議＞

実効性評価の結果として発足したCX向上会議は、取締役会メンバーに社外の専門家やアドバイザーを加え、重要な経営課題を議論する場として毎月1回程度実施しています。

※2024年度の主なテーマ：M&Aの検討、企業統治にかかる機関設計の変更、株主還元の拡充、政策保有株式の売却、研究開発施設の検討、中期経営計画(フェーズ2)の策定、ほか

当社のコーポレート・ガバナンスの詳細はホームページをご参照ください。

<https://www.netjpc.com/sustainability/governance/basic.html>

以上

株主総会会場のご案内



会場

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン
4階 「桜」
電話 03-3980-1111 (代)

交通

池袋駅

- ・JR山手線、埼京線
- ・東京メトロ丸ノ内線、有楽町線、副都心線
- ・東武東上線
- ・西武池袋線

① 南口より徒歩 2 分

② JR線 メトロポリタン口より徒歩 1 分

③ 西口より徒歩 3 分

④ 副都心線 2a出口より徒歩 3 分

日本高純度化学株式会社

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

